

苫小牧市教育委員会会議録

会 議 区 分	苫小牧市教育委員会 第 21 回 定例委員会
日 時	平成20年10月24日 自 15時03分 至 16時00分
場 所	苫小牧市役所第2庁舎2階会議室
出 席 委 員	委 員 長 吉 本 俊 憲 委 員 鈴 木 正 樹 委 員 佐 藤 郁 子 委 員 佐 藤 守 委 員 山 田 眞 久
欠 席 委 員	
会議録署名委員	佐 藤 郁 子 委 員
会議録作成職員	総務課総務係主事 平田 拓也
事務局職員	学 校 教 育 部 長 澤 田 石 綱 紀 ス ポ ー ツ 生 涯 学 習 部 長 今 田 和 史 学 校 教 育 部 次 長 福 田 小 夜 子 指 導 室 長 村 上 廣 行 学 校 教 育 課 長 柴 崎 誠 総 務 課 副 主 幹 池 渕 雅 宏 総 務 課 総 務 係 主 事 平 田 拓 也
会 議 案 件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1	委員会開会の宣言（吉本委員長） …15時03分
2	会議録署名委員の指名（佐藤郁委員）
3	報 告（教 育 長）
	・本日は午前から錦岡小学校と凌雲中学校を訪問していただき、授業の様子や学校の課題等について意見をいただいた。引き続いての委員会となるが、よろしくお願ひしたい。
	・今週末には、ほとんどの学校で学芸会や学習発表会が終了する。残す学校は東小学校と山なみ分校、周年行事があった緑小学校と澄川小学校である。選挙と重なることが心配されていたが、いずれも土曜日に設定されていることから何とか調整出来るのではないかと考えている。学校としては大きな行事が終わり、落ち着きを取り戻しながら授業公開や校内研修等に力が入っていく時期となる。子供たちに楽しくわかりやすい授業を提供し確かな学力を身につけさせていくために、学力・学習状況調査の分析結果を生かし改善を進めていく取り組みを期待している。委員にはこれからも学校訪問が控えているので、そうした授業の場面を実際に見ていただき意見をいただきたいと思っている。
	・第7回定例市議会の内容については、前回の委員会で報告しているが、その後、今月17日に平成19年度一般会計決算委員会の教育関係部分が開かれた。その中での教育関係の質疑のうち2つを紹介をする。1点目に岩田議員から、由仁町で作成している早寝早起き朝ごはんのCDを本市の学校でも活用し、啓発してはどうかという提案があった。私も事前に聴いてみたところ、大変明るく親しみやすいメロディだったため、協議の上購入することとし、先週の校長会議で小学校と幼稚園に配布した。学校放送などで定期的に流し、啓発が広まっていくことを期待している。次に、平成20年度の嘱託図書館司書の採用について、募集要項の資格基準と採用者の資格に違いがあり、さらに発令についても問題があったのではないかと指摘があった。原課

<p>では、図書館法による図書館司書資格と図書館司書教諭資格は同じ資格要件と考え、筆記試験や面接試験の結果、成績上位者を採用していたが、募集要項や広報の募集案内では、単に図書司書と記載しており誤解を招く表現であったことから、受験者に迷惑をお掛けしたことを陳謝した。また、発令では事務職員とされており、採用の主旨と違った不適切な発令になっているとのことから、直ちに改めることで理解をいただいた。事務処理上の問題であり、2度とこのようなことがないように気を引き締め、チェック体制を図っていきたい。その他には、不登校の問題などいくつか質問があったが、普段から話題に上っている内容であるため、割愛させていただく。最後に当面の日程であるが、11月3日に文化奨励賞の表彰式があり、22日には北海道教育の日の協賛事業で中学生の主張発表大会が文化交流センターで開催される。委員の都合が合えば出席をお願いしたい。</p>
<p>(吉本委員長) 教育長報告に関連して質問を受ける。</p>
<p>(佐藤守委員) 岩田議員から質問があったようだが、中学生の主張発表会の参加者が非常に少ない。私も毎年行っているが、発表する子供の親しか客がおらず、自分の子の発表が終わると帰ってしまう。周知の方法を工夫して、実りのある発表会にしていきたい。</p>
<p>(スポーツ生涯学習部長) P T Aや学校関係者、生徒会などと連携していきたいと岩田議員へも答弁している。教育長からも指摘を受けており、アイデアを絞って盛り上げていきたい。</p>
<p>(教 育 長) 合唱については、今も学校祭などで学年コンクールが開催されており、優秀な学校が集って大会が開催されている。しかし弁論大会は、過去には学校祭の種目だったが、今はない。学校ではこの主張発表大会の為に個人を募集し、指導や手直しをして送り出している。そういった面では学校全体の活動としては薄れてきている。しかし、発表する生徒は学校を背負ってきているので、まずは自分の学校で発表し、学校</p>

	<p>全体の後押しを受けて発表会に臨む形が望ましいと思っている。先般の校長会でこの旨伝えており、今回は教育の日と北海道教育の日と同調した苫小牧の取り組みなので、是非とも盛り上げていきたいと思っている。委員にも時間が許せば参加いただきたい。</p> <p>(吉本委員長) 他に質問がなければ、教育長報告に関連する質問は閉じさせていただきます。</p>
4	議案審議
	議案第1号 教職員の処分内申について
	(人事案件のため、秘密会とする旨議決する)
5	協議事項
	(1) 小中学校で使用されている副読本及び教材について
	(佐藤守委員)
	・楽しい授業わかりやすい授業のために、副読本や補助教材を各学校で使用しているが、教材の選定方法や金額の上限などについてお聞きしたい。また、購入する場合の校長や市教委への報告方法などについても伺いたい。
	(指導 室長)
	・副読本等の補助教材の取り扱いについてどのように定められているかということであるが、まず、法令において、教科書とは、文部科学大臣の検定を経た教科用図書及び文部科学大臣において著作権を有する教科用図書であり、準教科書とは、教科書の発行されていない教科または科目に主として使用する教科用図書とされている。また、教材とは教科書および準教科書以外で学校が教育活動の一環として使用する図書その他の教材をいう。つまり準教科書を副読本、教材を補助教材ということとなる。学校

における補助教材の選定にあたっては、その内容が教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨に従い、かつ児童生徒の発達段階に即したものであることとし、学校における教科書以外の教材の使用については、あらかじめ教育委員会に届出または承認を得ることとされている。これは学校教育法第21条及び地方教育行政の組織および運営に関する法律第33条に定められており、それに合わせて苫小牧市立学校管理運営に関する規則第34条において、学校において使用する準教科書及び教材は校長が採択すると規定されており、また、第35条に、校長は準教科書を採択しようとするとき及び教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、解説書その他これらに類する教材を採択しようとするときは、あらかじめ教育長に届け出なければならないと規定されている。次に、実際にどのようなものが副読本や教材に使用されているのかということであるが、心のノート、道徳副読本、のびゆく苫小牧の他、小学校では各教科のワークテストやドリル、中学校では問題集やドリルの他、技術家庭科や美術科の実習教材を副読本・教材として使用している。本市では山なみ分校を除くすべての小中学校で使用されており、それぞれについて教育委員会に届出されている。必要性についての市教委の考えや使用する場合の選定方法については、教育課程の編成と実施は、教材教具の取扱いとともに学校の専門的裁量権を保障されるべき事項であり、前述したように学校における補助教材の選定にあたっては、その内容が教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨に従い、かつ児童生徒の発達段階に即したものであることが重要であり、補助教材の有益適切性を最も熟知しているのは校長を含めた各学校の教員であることから、各学校の意思・判断を尊重しており、市教委には届出義務を課すこととしている。金額、集金方法、金額の上限及び滞納者については、学校における教育課程の編成と実施に係わって使用する副読本や補助教材が異なることから、金額については、学校や学年によって異なっている。集金は学級担任が行い、分割払い等を活用しているのが実情である。納入業者の選定については、前述したように各学校で行われるのが一般的であるため、市教委で規制をしていることは基本的にはない。

(佐藤守委員) 研究大会などで、教材について情報交換する場合はあるのか。
(教 育 長) 例えば授業研究の中で使われていた資料が話題になることはあるが、実際に使われるようなものは業者からパンフレット等で紹介されているため、改めて議題になることはない。
(佐藤守委員) 先生が自分で作った資料や問題集などは、授業を見に行った際によく見かける。引用する資料などは自腹で買わなければいけないのか。ある程度学校で予算化されているのか。
(指導 室長) 基本的には自腹となる。
(教 育 長) 例えば、理科の実験で使用する薬品などは当然学校で用意するが、様々な物がある、例えば小学校で言えば笛やピアノなどは入学の時や使用する学年になったとき一斉に買わせる。しかし、例えば先生がこの実験の為に自分で試作品を作ってみようという場合は自腹になる。指導室長が前述したような規制がなぜあるのかというと、一つの物事の教え方に教科書と違った教え方もたくさんある。そのような教育を推し進めている団体もある。そのような中で、国の教育課程、あるいは学習指導要領の目的に沿っていることが先ず基本にあり、そのような教材でなければならないという規制をかけている。業者が扱っているものは指導要領などに準拠しているが、全くそうでないものを使用することには規制がかかる。実は、そういった歴史的な背景があることを知っておいてほしい。金額の問題についても、上限や下限は無いが常識的な範疇で親が払える金額とされている。
(佐藤守委員) 給食費も滞納する方がいるのに教材費となるとなおさら払わない方がいると思う。先生が自腹を切っているような場合もあるのではないかと。金額が上がるとそういう問題も出てくると思うが。
(教 育 長) そういった話を聞くこともある。しかし、その分熱心にこれを使って

やりたいという先生は、意欲で乗り越えている部分もあるだろう。
(佐藤郁委員) コピーして渡す場合もあるのではないか。
(教 育 長) それをしてしまうと、みんなはカラー版なのにこの子だけ白黒という ような差別が生まれてしまうので、基本的に全員の分を用意し、使用 した後でお金払ってもらおうように親に働きかける。払ってもらえない 場合は、足繁く通ったりしながら何とか理解していただき、催促する 場面が出てくる。
(吉本委員長) 他に意見・質問がなければ閉じさせていただく。こういった話題は常 に出てくると思うので、その都度、提起していただきたい。
6 委員会閉会の宣言 (吉本委員長) …16時00分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

委 員 長

会議録署名委員

会議録作成職員